

# 会 議 録

|              |                                                                                                      |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議名          | 平成２６年度第１回みよし市みどりと景観審議会                                                                               |
| 日 時          | 平成２６年１０月１７日（金） 午前１０：００～午前１１：００                                                                       |
| 場 所          | 庁舎４階 ４０１会議室                                                                                          |
| 出席者<br>(敬称略) | 曾田忠宏、芹澤俊介、茂木恒夫、鈴木ともよ<br>(事務局)<br>小嶋都市建設部長、宇野都市建設部次長<br>都市計画課：柴田課長、島藤副主幹、加藤主査                         |
| 次 第          | １ あいさつ<br>２ 審議事項<br>（１）景観重要樹木の指定について<br>３ 報告事項<br>（１）平成２６年度上半期景観届出件数について<br>（２）みどりのまち育て塾について         |
| 会 議 録        |                                                                                                      |
| 委員名          | 質 問 ・ 意 見                                                                                            |
| 事務局<br>(次長)  | 本日は大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。<br>それでは、平成２６年度第１回みよし市みどりと景観審議会を始めさせていただきます。<br>はじめに市長よりあいさつを申し上げます。 |
| 市長あいさつ       |                                                                                                      |
| 諮問           |                                                                                                      |
| 事務局<br>(次長)  | それでは審議に先立ちまして、曾田会長よりごあいさつをお願いいたします。                                                                  |
| 会長あいさつ       |                                                                                                      |
| 事務局<br>(次長)  | それでは議事に入りたいと思いますが、条例施行規則第３５条第１項の規定で、「会長が審議会の議長となる」となっておりますので、会の取り回しを曾田会長にお願いいたします。                   |
| 曾田会長         | それでは、審議事項（１）の景観重要樹木の指定について事務局より説明をお願いします。                                                            |
| 事務局          | — 「景観重要樹木の指定について」説明 —                                                                                |
| 曾田会長         | ただいまの説明につきまして、何かご質問などございますか。                                                                         |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 茂木委員 | 樹齢はどのくらいになりますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 事務局  | <p>おおよそですが、区画整理が完了してから４０年くらい経つので、樹齢もその程度かと思います。</p> <p>ただ、生えている位置から見て、公園の整備で植えた木ではないようです。</p>                                                                                                                                                                                                              |
| 芹澤委員 | <p>もっと古いような気がします。</p> <p>公園を作った時に植えたのであればもう少し真ん中の方に植えるはずですから、もともとある木を生かして、それを取り込んで公園を整備したのではないかと。</p> <p>あの太さからすると３０年、４０年というのではないような気がします。</p>                                                                                                                                                             |
| 事務局  | 樹木診断の中では、推定として５０年から６０年くらいではないかということです。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局  | <p>全国の景観重要樹木がどのような指定の状況か調べてみましたが、平成２５年の１月１日時点では愛知県にはありませんでした。全国では３３市区町で、全部で４８９件の指定がありました。多いのは神奈川県横須賀市で１６４件、京都府の長岡京市で１０１件という状況でした。</p> <p>平成２５年１月１日時点では愛知県にはありませんでしたが、平成２５年の１０月に犬山市が６件指定しています。指定している場所を見てみますと、犬山市の土地であったり、建設省の土地であったり、お寺さんの土地です。</p> <p>ですから、まだまだ景観重要樹木というものは皆さんの中には浸透してはいないかなというところです。</p> |
| 曾田会長 | 名古屋市で指定しているような覚えがありますが。名古屋市にはありませんでしたか。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局  | <p>名古屋市では該当はありませんでした。</p> <p>指定の仕方が異なるかもしれません。昔の景観木かもしれません。</p>                                                                                                                                                                                                                                            |
| 鈴木委員 | 現在、木は道路際ぎりぎりに生えていますけれども、横に張り出して落下の危険もあるような状況ですが、支柱を建てるときに公園内は建てられるけれども、道路のところはどのようにするのでしょうか。                                                                                                                                                                                                               |
| 事務局  | そのあたりは今後、現在管理している担当課と、どのような方法で保全していくか、樹木診断の報告書の中にありました処方箋の内容も含めて、協議をしていきます。専門の方の意見も聞きながら検討していきたいと思います。                                                                                                                                                                                                     |
| 鈴木委員 | 台風も巨大化していて、折れて落下してしまつては危険なので。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局  | <p>できれば来年度から、予算措置をして検討しながらやっていきたいと思っています。</p> <p>景観重要樹木に指定した後は、現状変更は基本的に認められなくて、管理しなければならないということになっています。</p>                                                                                                                                                                                               |
| 曾田会長 | 指定第１号ということで、やり方等も試行しながらやっていただきたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|      |                                                                                                                                                                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局  | PRしていくことも大事だと思っています。                                                                                                                                                                                             |
| 茂木委員 | 市のシンボルとして市民の意識づけに役立てていければと思います。                                                                                                                                                                                  |
| 事務局  | 提案制度もありますので、紹介していただければ、検討していけたらと思います。                                                                                                                                                                            |
| 芹澤委員 | <p>シダレザクラというのは割と大木になってあちこちにあるといえはありますが、割合きれいな樹形ですね。</p> <p>なかなか現実問題として道路をどけたりということは難しいので、可能な範囲でやっていくと。また、公園の方も、少し柵を広げたりするということは公園を狭くしてしまうということなので一方で問題もあるでしょうから、なかなか難しいところもあるとは思いますが、いろいろ工夫してやっていただきたいと思います。</p> |
| 曾田会長 | 問題なのはやっぱり道路との接点の部分で、U字溝をどのように対処するかというところもあると思います。                                                                                                                                                                |
| 芹澤委員 | この間見たところ、現実問題として難しいのではないのでしょうか。現状を維持して、様子を見ながら対処していくしかないと思います。                                                                                                                                                   |
| 事務局  | <p>指定した後は管理していかなければなりませんし、いい形でPRができて、市のまちづくりに寄与できるような形を目指していきたいと思います。</p> <p>管理担当課とも打合せをしながらいい方向へ持っていきたいと思います。</p>                                                                                               |
| 事務局  | 景観重要樹木として指定した後ですが、条例に基づき公告を行い、また、現地に標識を立てていくということを予定しています。                                                                                                                                                       |
| 曾田会長 | これを第1号として、市民の皆さんにも広く知っていただくということも今後の指定にも非常に大事だと思いますのでよろしくお願いします。                                                                                                                                                 |
| 曾田会長 | <p>それでは当審議会の意見をまとめたいと思いますが、このシダレザクラを景観重要樹木に指定するということでよろしいでしょうか。</p> <p>答申案を配ってください。</p> <p>今、お配りした答申案でよろしいでしょうか。</p>                                                                                             |
| 全委員  | — 異議なし —                                                                                                                                                                                                         |
| 曾田会長 | それでは答申します。                                                                                                                                                                                                       |
| 答申   |                                                                                                                                                                                                                  |
| 曾田会長 | それでは、続きまして、報告事項（１）の、平成２６年度上半期の景観届出件数につきまして、事務局より説明をお願いします。                                                                                                                                                       |
| 事務局  | — 「平成２６年度上半期観届出件数について」説明 —                                                                                                                                                                                       |
| 曾田会長 | ただいまの説明につきまして、何かご質問などございますか。                                                                                                                                                                                     |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 芹澤委員 | 行為の届出件数と完了件数は一致しないですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局  | 工期等の関係で一致しないこともあります。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 芹澤委員 | 携帯電話用のアンテナなどは工事に時間がかかるようなものでもないので、届出がでていないものについては確認が必要ですね。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事務局  | 確認をとりましてまた報告いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 芹澤委員 | いろいろなやり方がありますが、ひとつは軽微なものについては届出を要しないという規定を付けることも考えられると思います。やはり、事務量の煩雑さということもありますから。                                                                                                                                                                                                                      |
| 曾田会長 | 携帯電話用のアンテナも格好よく立ててくれるのと、頭が大きくて大丈夫かと思うようなものもあって、景観的に良くないところもあるので、景観的な観点からチェックしていただくといいのかなと思います。                                                                                                                                                                                                           |
| 鈴木委員 | 土地の形質の変更というのはどのようなことでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事務局  | 土地の造成ということで、農地改良などもこれにあたります。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 曾田会長 | それでは、続きまして、報告事項（２）の、みどりのまち育て塾につきまして、事務局より説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局  | — 「みどりのまち育て塾について」説明 —                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 茂木委員 | シラタマホシクサは一年草ですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 芹澤委員 | 一年草です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 茂木委員 | 一年草ということは、毎年種が落ちて生えてくるということで、そういった環境をきちんと整えてやらないといけないですね。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 芹澤委員 | やはり一年草ですから、何年も根が残る多年草が段々多くなると、どうしてもシラタマホシクサのような一年草は消えてしまいます。<br>もしシラタマホシクサをたくさんにしようとすれば多年草を抜いていかなければなりません。それはある意味では自然に反する行為なんです、一方ですべて自然のままでいいというわけではなくて、本来でしたらこの辺りの山は適当に崩れて、そこへシラタマホシクサなどは生えてきていたと思いますが、山が安定して森林化が進みまして、あらたにシラタマホシクサが生えるような場所がなくなっている状態では、現在生えている場所の物を守ろうとしたら、ある程度手を加えてやらなければいけないと思います。 |

|             |                                                                                                                       |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 茂木委員        | ああいう環境を作るのは難しいでしょうか。普通の庭では。                                                                                           |
| 芹澤委員        | 庭で植えるのであれば水をやってやればそんなに難しいことはないと思いますが、自然の状態であれば湧水がなければ難しいと思います。水のきれいな、あまり栄養分のない湧水がある場所を好むみたいですね。                       |
| 曾田会長        | みどりのまち育て塾は今年で３年目ということで、アクションプランの中でも重要な取り組みですので来年も再来年も続けるようにお願いしたいと思います。<br>このあとは見学ですね。よろしくお願いします。                     |
| 事務局<br>(次長) | ご審議ありがとうございました。<br>次回の審議会は来年の３月頃を予定しております。また１月頃に日程調整をさせていただきますので、ご協力をお願いします。<br>以上をもちまして平成２６年度第１回みよし市みどりと景観審議会を閉会します。 |